株式交換に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面）

2023 年６月８日

アークランドサービスホールディングス株式会社

2023年６月８日

株式交換に係る事前開示事項

東京都千代田区神田駿河台四丁目３番地
新御茶の水ビルディング 14 階
アークランドサービスホールディングス株式会社
代表取締役社長　坂本　守孝

当社とアークランズ株式会社（以下「アークランズ」といい、アークランズと当社を総称して、以下「両社」といいます。）は、2023年４月14日付の両社の取締役会決議により、アークランズを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第１項及び会社法施行規則第184条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

１．本株式交換契約の内容（会社法第782条第１項第３号）

別紙１のとおりです。

２．交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第１項第１号）

（１） 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第３項第１号）

（ア） 本株式交換に係る割当ての内容

	アークランズ （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	1.87
本株式交換により交付する株式数	アークランズの普通株式：26,768,217 株（予定）	

（注１）株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）１株に対して、アークランズの普通株式（以下「アークランズ株式」といいます。）1.87株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）においてアークランズが保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付するアークランズ株式の数

アークランズは、本株式交換に際して、本株式交換によりアークランズが当社

の発行済株式（ただし、アークランズが保有する当社株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、アークランズを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に1.87を乗じて得た株数のアークランズ株式を交付いたします。また、アークランズが交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

そのため、アークランズの交付する株式数は、当社の自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、アークランズの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、アークランズの定款及び株式取扱規則の定めるところにより、アークランズ株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第１項の規定及びアークランズの定款の規定に基づき、アークランズの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式をアークランズから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、アークランズの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをアークランズに対して請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、１株に満たない端数のアークランズ株式の交付を受けることとなる株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に１に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するアークランズ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

（イ） 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

アークランズ及び当社は、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び法務アドバイザーを選定し、アークランズは、株式会社J-TAPアドバイザリー（以下「J-TAP」といいます。）を、当社は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を

それぞれ第三者算定機関として選定し、また、アークランズは、森・濱田松本法律事務所を、当社は、TMI総合法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

アークランズにおいては、下記「（３）当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第３項第３号）」に記載のとおり、アークランズの第三者算定機関であるJ-TAPから2023年４月13日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、アークランズが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、アークランズの株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記「（３）当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第３項第３号）」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である大和証券から2023年４月13日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、当社がアークランズに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに支配株主であるアークランズとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会からの指示、助言及び2023年４月14日付で受領した答申書（詳細については、下記「（３）当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第３項第３号）」の（ウ）「当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、アークランズ及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、アークランズ及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

アークランズの第三者算定機関であるJ-TAP及び当社の第三者算定機関である大和証券はいずれも、アークランズ及び当社から独立した算定機関であり、アークランズ及び当社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

J-TAPは、アークランズ及び当社がそれぞれ株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法（2023年４月13日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における2023年３月14日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値平均値、2023年１月16日から算定基準日までの直近３ヶ月間の終値平均値、2022年10月14日から算定基準日までの直近６ヶ月間の終値平均値を基に分析しております。）を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。

なお、J-TAPがＤＣＦ法による算定の前提としたアークランズ及び当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法によるアークランズ株式１株に対する当社株式の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	1.41～1.49
ＤＣＦ法	0.62～2.27

（注）J-TAPは、株式交換比率の算定に際し、アークランズ及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、アークランズ及び当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。J-TAPは、両社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。J-TAPの算定は、2023年４月13日までの上記情報を反映したものであります。

一方、大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ＤＣＦ法による算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、アークランズの１株当たりの株式価値を１とした場合の各算定手法による算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	1.41～1.49
ＤＣＦ法	1.27～1.95

市場株価法については、アークランズ及び当社のいずれについても、2023年４月13日を算定基準日として、基準日の終値及び基準日までの１ヶ月間（2023年３月14日から2023年４月13日まで）、３ヶ月間（2023年１月16日から2023年４月13日まで）及び６ヶ月間（2022年10月14日から2023年４月13日まで）の各株価終値平均を採用いたしました。

ＤＣＦ法では、アークランズについては、アークランズが作成した2023年２月期第４四半期から2026年２月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。割引率は4.98％～5.29％を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は-0.25％～0.25％として算定しております。当社については、当社が作成した2023年12月期から2025年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。割引率は5.50％～5.81％を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は0.50％～1.00％として算定しております。なお、大和証券がＤＣＦ法の採用に当たり前提としたアークランズ及び当社の財務予測には、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、アークランズ及び当社のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報等が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報等について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券はアークランズ、当社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、アークランズ及び当社から提供されたそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。大和証券は、両社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交換比率の算定は、2023年４月13日現在の金融、経済、市場その他の状況を前提としております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

（２） 交換対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第 184 条第３項第２号）

当社及びアークランズは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるアークランズの普通株式を選択いたしました。

完全子会社化の方法としては、当社株式を対象とし、現金を対価とする公開買付けを用いたスキームも考えられますが、本株式交換の対価としてアークランズ株式が当社の株主の皆様に交付されることにより、アークランズ株式の保有を通じて、本株式交換後にアークランズと当社の利害を共通化した上で実行することが想定されている各種施策により生じることが期待される効果や、そのような効果の発現による当社グ

ループを含むアークランズグループ全体の事業発展・収益拡大、その結果としてのアークランズ株式の株価上昇・配当を享受する機会をアークランズ及び当社の株主の皆様に対して提供できるとともに、当社の株主の皆様において、流動性の高いアークランズ株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であると考えたことから、アークランズ及び当社は株式交換のスキームを選択することが望ましいと判断いたしました。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2023年９月１日（予定））をもって、当社はアークランズの完全子会社となり、当社株式は2023年８月30日付で上場廃止（最終売買日は2023年８月29日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引をすることができなくなります。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様に割り当てられるアークランズ株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において当社株式を54株以上保有し、本株式交換によりアークランズ株式の単元株式数である100株以上のアークランズ株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、54株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、アークランズ株式の単元株式数である100株に満たないアークランズ株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、アークランズに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式をアークランズから買い増すことも可能です。詳細については、上記（１）（ア）「本株式交換に係る割当ての内容」（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2023年８月29日（予定）までは、東京証券取引所プライム市場において、その保有する当社株式を従来通り取引することができる他、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（３） 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第３項第３号）

アークランズ及び当社は、アークランズが既に当社株式17,520,000株（2023年３月31日現在の発行済株式総数（33,096,000株）から当社の自己株式数（1,261,445株）を控除した株式数（31,834,555株）に占める割合にて55.03％（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しており、当社がアークランズの連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

(ア)独立した第三者算定機関からの算定書の取得

アークランズ及び当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、アークランズは、両社から独立した第三者算定機関であるJ-TAPを選定し、2023年４月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得し、ま

た、当社は、両社から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2023年４月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記（１）（イ）②「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率がアークランズ又は当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(イ)独立した法律事務所からの助言

アークランズは、本株式交換の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、TMI総合法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(ウ)当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、親会社で支配株主であるアークランズからの提案を受けて、本株式交換を含むアークランズによる当社の完全子会社化のための取引（以下「本件取引」といいます。）に関する具体的な検討を開始するに際し、当社取締役会において、本件取引の是非を審議及び決議するに先立って、本件取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本件取引を行う旨の決定をすること（本件取引の内容として公開買付けが行われる場合、当該公開買付けに対して、当社が特定の内容の意見表明を行うことを含みます。）が当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、2023年１月10日に、支配株主であるアークランズとの間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、当社の社外取締役（監査等委員）である八木康行氏及び花房幸範氏 、並びにアークランズ及び当社との間で利害関係を有しない、独立した外部の有識者である岩崎文昭氏（弁護士、鳥飼総合法律事務所パートナー）の３名により構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対し、（ⅰ）本件取引の目的の合理性（本件取引は当社の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項、（ⅱ）本件取引の取引条件の妥当性（本件取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）に関する事項、（ⅲ）本件取引の手続の公正性に関する事項（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）、（ⅳ）上記を踏まえ、本件取引（本件取引において公開買付けが実施される場合、当該公開買付けに係る意見表明の内容）が少数株主に不利益でないこと（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社は、本諮問事項の諮問にあたり、(a)本件取引に係る調査（本件取引に関係する当社の役員若しくは従業員又は本件取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を

行い、説明を求めることを含む。）を行うことができる権限、(b)当社に対し、本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を相手方当事者に伝達すること、及び本特別委員会自ら相手方当事者（本件取引に関与するその役職員及び本件取引に係るそのアドバイザーを含む。）と協議する機会の設定を要望することができる権限、(c)当社が選任したアドバイザーの独立性に問題があると判断した場合、当社が選任したアドバイザーを承認しないことができ、その場合、当社は本特別委員会の意向を最大限尊重しなければならないものとする権限、(d)特に必要と認めるときは、当社の費用で、本特別委員会独自のアドバイザーを選任することができる権限等を付与いたしました。

本特別委員会は、2023年２月２日から2023年４月13日までに、会合を合計13回開催したほか、会合外においても、電子メール等を通じて、意見表明や情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。そのうえで、アークランズに対して本件取引の目的等に関する質問状を送付したうえで、アークランズから本件取引の目的、本件取引に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本件取引後の経営方針や従業員の取扱いに関する考え方、株主優待制度の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から本件取引に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他本件取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、アークランズに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社の依頼に基づき、アークランズに対する財務・税務デュー・ディリジェンスを実施した株式会社ストリーム・税理士法人ストリームより、当該財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から本件取引における対価（本株式交換比率等）の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。また、本特別委員会は、大和証券及びTMI総合法律事務所の助言を受け、本件取引における対価（本株式交換比率等）の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、アークランズとの交渉に実質的に関与いたしました。本特別委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は、当社の少数株主にとって不利益でない旨の答申書を、2023年４月14日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(エ)当社における取締役全員の承認

2023年４月14日開催の当社の取締役会には、当社の取締役全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本株式交換を承認する旨の決議をしております。なお、アークランズの代表取締役会長である坂本勝司氏と当社の代表取締役社長である坂本守孝氏は親子の関係にありますが、坂本守孝氏は、アークランズの役員又は従業員

を兼任又は兼職しておらず、アークランズにおいて勤務した経験を有さないこと、当社の取締役として、当社に対してのみ善管注意義務及び忠実義務を負う立場であること、当社において本件取引に関し十分な検討、交渉等を行うためには代表取締役である坂本守孝氏が検討に加わることが望ましいと考えられることからすれば、本件取引の検討並びにアークランズとの協議及び交渉に関与することについて、特段の問題はないと考えております。

（４） 本株式交換の後の株式交換完全親会社となるアークランズの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第３項、会社法第768条第１項第２号イ）

本株式交換により増加するアークランズの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に従いアークランズが別途定める額になります。かかる取り扱いは、アークランズの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定されるものであり、相当であると判断しております。

３．交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第１項第２号）

（１）アークランズの定款の定め（会社法施行規則第184条第４項第１号イ）

アークランズの定款については、別紙２をご参照ください。

（２）交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第184条第４項第１号ロ）

（ア）交換対価を取引する市場

アークランズ株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

（イ）交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

アークランズ株式は、全国の各証券会社等において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

（ウ）交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

（３）交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（会社法施行規則第184条第４項第１号ハ）

本株式交換の公表日（2023年４月14日）の前営業日（2023年４月13日）までの１か月間、３か月間、６ヶ月間の東京証券取引所におけるアークランズ株式の終値の単純平均は、それぞれ1,504円、1,468円、1,495円です。

また、アークランズ株式の最新の市場価格等は、株式会社日本取引所グループ（https://www.jpx.co.jp/）のウェブサイト等でご確認いただけます。

（４）アークランズの過去５年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の状況（会社法施行規則第184条第４項第１号ニ）

アークランズは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第23条第１項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

４．本株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第３号）

当社が発行していた第１回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本日時点において全て行使されており、また、当社は、第１回無担保転換社債型新株予約権付社債以外に新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第４号）

（1）アークランズの最終事業年度に係る計算書類等の内容

アークランズの最終事業年度（2022 年３月１日から 2023 年２月 28 日まで）に係る計算書類等の内容については、別紙３をご参照ください。

（2）アークランズの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

アークランズは、2023 年４月 14 日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、シンジケートローンの組成による現行シンジケートローンの総額借換えを実施することにつき決議し、2023年３月10日付で契約を締結いたしました。

その主な内容は、以下のとおりであります。

	トランシェA	トランシェB
契約締結日	2023 年３月 10 日	
組成金額	48,250 百万円	10,000 百万円
実行日	2023 年３月 15 日	2023 年９月 29 日
最終弁済期日	2031 年６月 16 日	
参加金融機関	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行を含む複数金融機関	
担保	無担保	

財務制限条項

借換後のシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(ア)2023年２月期末日及びそれ以降の各事業年度末日並びに2023年８月第２四半期会計期間の末日及びそれ以降の第２四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年２月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額以上かつ直近の事業年度末日又は第２四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の80％に相当する金額以上に維持すること。

(イ)2023年２月期末日及びそれ以降の各事業年度末日並びに2023年８月第２四半期会計期間の末日及びそれ以降の第２四半期会計期間の末日における借入人単体及び連結の損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

(ウ)2024年２月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日におけるネット・レバ

レッジ・レシオ（α）（※）が以下の値を超えないこと。

2024年２月期：α≦6.5　　2025年２月期：α≦6.2
2026年２月期：α≦5.9　　2027年２月期：α≦5.6
2028年２月期：α≦5.3　　2029年２月期：α≦5.0
2030年２月期：α≦4.7　　2031年２月期：α≦4.4

（※）ネット・レバレッジ・レシオ
＝（合算有利子負債－合算現預金）／合算ＥＢＩＴＤＡ

（３）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

６．株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第１項第５号）

会社法第789条第１項第３号の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以　上

別紙１

株式交換契約書

アークランズ株式会社（以下「甲」という。）及びアークランドサービスホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、2023 年 4 月 14 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換の方法）
甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）
甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。
(1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）アークランズ株式会社
（住所）新潟県三条市上須頃 445 番地
(2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）アークランドサービスホールディングス株式会社
（住所）東京都千代田区神田駿河台四丁目 3 番地新お茶の水ビルディング 14 階

第 3 条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）
1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に 1.87 を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき甲の株式 1.87 株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項の規定に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）
本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第 5 条（効力発生日）
本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023 年 9 月 1 日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株主総会決議）
甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。

第 7 条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、基準時の直前時をもって消却する。

第 8 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産若しくは権利義務又は第 3 条に定める本株式交換に係る比率に重大な影響を及ぼす事項については、甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第 9 条（剰余金の配当等）

1. 甲は、以下の剰余金配当を行うことができる。
   (1) 2023 年 2 月 28 日を基準日とし、1 株当たり 20 円を限度とする剰余金の配当
   (2) 2023 年 8 月 31 日を基準日とし、1 株当たり 20 円を限度とする剰余金の配当
2. 乙は、2023 年 6 月 30 日を基準日として、1 株当たり 15 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結日後、効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、効力発生日の前日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第 10 条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

1. 本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、対応について誠実に協議するものとし、かかる協議により対応について合意することができない場合、効力発生日の前日までに相手方に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。また、かかる協議により合意した場合、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲又は乙は、効力発生日の 30 日前までに、本株式交換について、米国証券法上、Form F-4 による届出手続が必要とされないことが合理的に確認できない場合、効力発生日の前日までに相手方に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本株式交換の実行に必要な法令（外国法を含む。）に定める関係官庁の認可若しくは承認を得られなかったとき、又は、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 12 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 4 月 14 日

甲： 新潟県三条市上須頃 445 番地
アークランズ株式会社
代表取締役社長　坂本 晴彦　　㊞

乙： 東京都千代田区神田駿河台四丁目 3 番地
新お茶の水ビルディング 14 階
アークランドサービスホールディングス株式会社
代表取締役社長　坂本 守孝　　㊞

別紙２

定　　款

第　１　章　　総　　則

（商　号）
第　１　条　　当会社は、アークランズ株式会社と称し、英文ではＡＲＣＬＡＮＤＳ
ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮと表示する。

（目　的）
第　２　条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．家庭用金属製品、家庭用大工道具、家具、インテリア用品及び日用品雑貨の輸出入並びに販売

２．作業工具、測定工具及び建築資材の輸出入並びに販売

３．園芸用品、農業用資材、農業用薬品及び肥料の輸出入並びに販売

４．作業機械の販売と買取り

５．衣料品、靴、装身具、喫煙具及びスポーツ用品の輸出入並びに販売

６．住宅設備機器類、勉強部屋、プレハブ車庫・物置・倉庫及びエクステリア用品の輸出入並びに販売

７．家庭用電気製品、情報通信機器、情報処理機器、事務用機器、電子機器用部品及び石油機器の輸出入並びに販売

８．自動車用品、スポーツ用品、レジャー用品、手工芸用品、植木、種苗の販売

９．観賞用植物、ペット、ペット用品及び動物医薬品の輸出入並びに販売

１０．酒類、穀物、調理食品、食料罐詰類、乳製品、菓子類、清涼飲料水、塩、その他の食料品の販売

１１．書籍、文房具、玩具の輸出入並びに販売、文書、図面のコピー作成代行並びに印刷

１２．レコード、カセットテープ、ステレオその他の音響機器の販売

１３．カメラその他の光学機器、フィルムその他の光学資材の輸出入並びに販売

１４．時計、貴金属、眼鏡の販売及び修理

１５．家庭用電気機械器具、コンピューター及びその関連機器、関連資材の販売及び修理

１６．金銭の貸付及びクレジットカード取扱業

１７．飲食店、レストラン、ファースト・フード販売店の経営

１８．薬局、貸店舗、文化教室及び駐車場の経営

１９．ドライブインシアター

２０．旅行の斡旋、損害保険の代理業及び生命保険募集に関する業務

２１．電気器具、レジャー用品、スポーツ用品、映写音響機器、日用大工用品、催し物用品、工具、道具、機械等のレンタル業

２２．梱包業

２３．不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理、所有及び利用

２４．スポーツ施設、遊技施設、公衆浴場及びサウナ風呂の運営

２５．宅配便及びクリーニングの取次

２６．住宅リフォーム工事、エクステリア工事、建築、設計、管工事の企画設計・請負・販売並びにその斡旋

２７．産業廃棄物中間処理業

２８．福祉用具、福祉・介護用機器の販売

２９．燃料の販売

３０．切手、印紙、宝くじ、商品券、旅券、古物、煙草等の販売

３１．インターネット及び情報端末機器を利用した情報処理サービス、情報提供サービス業務

３２．インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守

３３．自動車用消耗備品及び自転車の輸出入並びに販売

３４．化粧品、医薬部外品、医薬品及び医療器具の販売

３５．毒物、劇物の販売

３６．倉庫営業

３７．写真現像焼付及びその委託取次業

３８．印刷出版及び広告に関する業務

３９．動産のリース業、割賦販売業及び金融業

４０．各種物品販売業に対するコンサルタント業務並びに投資に関する事業

４１．自動車の整備、清掃及び洗車業

４２．前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を新潟県三条市に置く。

（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、１００，０００，０００株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第１０条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

（株式取扱規則）
第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）
第１２条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
② 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第　３　章　　株 主 総 会

（招　集）
第１３条　当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１４条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年２月末日とする。

（招集権者及び議長）
第１５条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。
② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

（電子提供措置等）
第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第１７条　当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
② 会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以

上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１８条　当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
② 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第　４　章　　取締役及び取締役会

（員　数）
第１９条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１２名以内とする。
② 当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選　任）
第２０条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決をもって行う。
③ 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任　期）
第２１条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２２条　当会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、その決議によって代表取締役を選定する。
② 当会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名及びその他の役付取締役各若干名を定めることができる。

（招集権者及び議長）
第２３条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会が予め定める取締役が招集し、その議長となる。
② 議長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

（招集通知）
第２４条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発する

ものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（決議の省略）

第２５条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第２６条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）

第２７条　当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第２８条　当会社の取締役の報酬、賞与及び退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　５　章　　監査等委員会

（招集通知）

第３０条　当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（決議）

第３１条　当会社の監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会規則）

第３２条　当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがあ

る場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第　６　章　　計　　算

（事業年度）
第３３条　　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第３４条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第３５条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年２月末日とする。
②　当会社の中間配当の基準日は、毎年８月３１日とする。
③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（除斥期間）
第３６条　　当会社の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）
第　１　条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

昭和５９年１２月１０日　改訂
昭和６１年　７　月２０日　改訂
昭和６２年１２月２１日　改訂（合併による）
昭和６３年　５　月１９日　改訂
昭和６３年１１月１６日　改訂
平成　元　年　５　月１７日　改訂
平成　３　年　５　月１６日　改訂
平成　６　年　５　月１８日　改訂
平成１２年　５　月１２日　改訂
平成１３年　５　月１１日　改訂
平成１３年　６　月２１日　改訂
平成１４年　５　月１７日　改訂
平成１５年　５　月１６日　改訂
平成１６年　５　月１３日　改訂
平成１８年　５　月１１日　改訂
平成１９年　５　月１０日　改訂

平成２０年　５　月１５日　改訂
平成２１年　５　月１４日　改訂
平成２２年　１　月　　６日　改訂
平成２５年　５　月　　９日　改訂
平成２８年　２　月２１日　改訂
令和　３　年　５　月１３日　改訂
令和　４　年　５　月２６日　改訂
令和　４　年　９　月　　１日　改訂
令和　５　年　３　月　　１日　改訂

別紙３

事　業　報　告

（2022年３月１日から
2023年２月28日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ始め、行動制限の緩和により経済活動が徐々に正常化に向かい始める一方、ウクライナ情勢による原材料価格の上昇など、景気の先行きは依然として、不透明で厳しい状況が続いております。

このような環境下、当社グループの主力であるホームセンター部門におきましては、変化する生活環境、様々なライフスタイルに対応すべく、新たな商品、サービスの提供に努めてまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度における売上高及び営業収入は327,201百万円、営業利益は18,911百万円、経常利益は19,176百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は9,663百万円となりました。

事業別の概況は以下のとおりとなります。

［小売事業］

ホームセンター部門の売上高及び営業収入は、251,057百万円となりました。昨年９月にオープンしたスーパービバホーム八王子多摩美大前店が寄与する一方、既存店売上高は、新型コロナウイルス関連需要の一巡などにより、伸び悩みました。

その他小売部門の売上高及び営業収入は、9,334百万円となりました。

その結果、小売事業の売上高及び営業収入は260,392百万円、営業利益は9,759百万円となりました。

［卸売事業］

卸売事業の売上高及び営業収入は5,798百万円、営業利益は758百万円となりました。

［外食事業］

外食事業は、主力のとんかつ専門店「かつや」（国内）のＦＣを含む店舗数が純増15店舗の450店舗、「からやま」・「からあげ縁」（国内）も純増４店舗の171店舗となるなど、積極的な事業展開を行いました。

その結果、売上高及び営業収入は47,180百万円、営業利益は4,949百万円となりました。

［不動産事業］

不動産事業の営業収入は12,971百万円、営業利益は3,413百万円となりました。

［その他］

その他にはフィットネス事業「ＪＯＹＦＩＴ」５店舗及び「ＦＩＴ３６５」４店舗を含んでおります。フィットネス事業は徹底した新型コロナウイルス感染症対策に努めた結果、売上高及び営業収入は857百万円、営業利益は28百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資は総額12,664百万円であります。主なものは、小売事業における新規出店によるもののほか、既存店の設備改修等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2022年９月１日付で、当社の連結子会社である株式会社ビバホームを吸収合併いたしました。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、消費者の生活はマスク着用の自由化など従来の生活に戻りつつあります。このafterコロナにおける新しいライフスタイルへの対応に取り組みながら、中長期的な成長を目指すための当社グループの重要課題は、真のワンチームとなるべく合併した株式会社ビバホームとのシナジーを最大限創出することであり、具体的な対策は次のとおりであります。

①売上高伸長

ａ．新規出店

「一店舗巨大主義」に基づき、すべての消費者のニーズにお応えする「住・食」関連専門店の集合体の強みを活かした5,000坪規模のホームセンターの出店に注力してまいります。2024年２月期はホームセンタームサシ御経塚（石川県野々市市）の出店を計画しています。

ｂ．既存店の活性化及び専門店の深耕・開発

合併前の当社と株式会社ビバホームは、両社共ホームセンターだけでなくペットショップ、プロショップ、アート＆クラフト、リフォーム等多数の専門店事業を展開しておりました。お互いのノウハウを共有することでシナジーを創出するとともに、既存ホームセンター内への出店及び業態転換を加速することにより、既存店の活性化を進めてまいります。

②荒利益率改善

「ホームセンタームサシ」と「ビバホーム」の既存ＰＢ商品を共有するとともに、付加価値のある独自商品のＰＢ開発を行い、統一ブランドＷＩＺ’Ａの拡大に注力することでＰＢ売上構成40％を目指します。また、ＰＢ商品に限らず仕入・開発機能の統合を行うことで、継続的な荒利益率改善を進めてまいります。

③販管費低減

「ホームセンタームサシ」と「ビバホーム」の物流拠点を共有することに加え、在庫削減による物流の統廃合を行うことで物流効率の改善を進めてまいります。また、ＩＴシステムを統一することで、作業効率の向上、業務の効率化を行い、生産性を向上させます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項　目	第51期	第52期	第53期	第54期
	2020年２月期	2021年２月期	2022年２月期	2023年２月期 (当連結会計年度)
売　上　高(百万円)	109,483	178,575	357,190	313,487
経 常 利 益(百万円)	10,394	16,956	23,281	19,176
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,846	8,725	16,393	9,663
１株当たり当期純利益（円）	119.50	215.13	404.20	238.26
総　資　産(百万円)	105,608	353,379	371,769	361,925
純　資　産(百万円)	83,105	91,048	107,403	116,570
１株当たり純資産額（円）	1,814.60	2,004.99	2,386.98	2,591.39

（注）１．第53期は決算期変更に伴い、2021年２月21日から2022年２月28日までの12か月８日決算となっております。
２．第52期より表示方法の変更を行っており、第51期の売上高の金額についても、当該表示方法の変更を反映した組み替え後の数値を記載しております。
３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、第54期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

項　目	第51期	第52期	第53期	第54期

	2020年２月期	2021年２月期	2022年２月期	2023年２月期 (当事業年度)
売　上　高(百万円)	73,484	84,619	83,027	167,810
経 常 利 益(百万円)	5,851	9,968	9,186	9,339
当 期 純 利 益(百万円)	3,821	6,121	6,442	18,803
１株当たり当期純利益（円）	94.24	150.94	158.85	463.63
総　資　産(百万円)	75,692	184,648	183,887	324,629
純　資　産(百万円)	61,904	67,384	72,815	90,513
１株当たり純資産額（円）	1,526.34	1,661.46	1,795.35	2,231.72

（注）１．第53期は決算期変更に伴い、2021年２月21日から2022年２月28日までの12か月８日決算となっております。
２．第52期より表示方法の変更を行っており、第51期の売上高の金額についても、当該表示方法の変更を反映した組み替え後の数値を記載しております。
３．当社は第54期において、2022年９月１日付で株式会社ビバホームを吸収合併しております。このため、売上高、各段階利益、総資産、並びに純資産が増加しております。
４．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、第54期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当　社　の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
アークランドサービス ホールディングス株式会社	1,932百万円	55.0%	とんかつ専門店「かつや」を主力とした飲食店の経営

（注）１．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社１社を含む計13社であります。
２．当社は、2022年９月１日付で当社の連結子会社である株式会社ビバホームを、シナジーの最大化及び経営効率の改善を図ることを目的として吸収合併しております。

(8) 主要な事業内容（2023年２月28日現在）

事 業 部 門	事　　業　　内　　容
小　売　事　業	ホームセンター店舗として「ホームセンタームサシ」「ビバホーム」「ムサシプロ」「ニコペット」及びアート&クラフト専門店として「アークオアシス」、食品専門店として「ムサシ食品館」の経営等
卸　売　事　業	ＤＩＹ関連用品・園芸用品等の販売
外　食　事　業	とんかつ専門店「かつや」、からあげ専門店「からやま」を主力とした飲食店の経営等
不 動 産 事 業	不動産の賃貸
そ　の　他	スポーツクラブ及びフィットネスジムの経営

(9) 主要な事業所等（2023年２月28日現在）

会社名	主要な事業所等及び所在地
当社	本社　新潟県三条市
	関東本部　埼玉県さいたま市
	ホームセンター店舗　144店舗 北海道８店舗　宮城県７店舗　山形県６店舗　福島県４店舗 茨城県６店舗　栃木県６店舗　群馬県３店舗　埼玉県18店舗 千葉県10店舗　東京都９店舗　神奈川県７店舗　新潟県15店舗 富山県５店舗　石川県２店舗　福井県１店舗　山梨県１店舗 長野県３店舗　岐阜県３店舗　静岡県１店舗　愛知県３店舗 三重県４店舗　京都府１店舗　大阪府８店舗　兵庫県３店舗 奈良県１店舗　福岡県６店舗　佐賀県１店舗　熊本県２店舗
	資材・プロ用品専門店　５店舗 埼玉県１店舗　新潟県３店舗　長野県１店舗
	ペット専門店　11店舗 埼玉県４店舗　東京都１店舗　神奈川県１店舗　新潟県１店舗 富山県１店舗　愛知県１店舗　京都府１店舗　大阪府１店舗
	リフォーム事業店舗　41店舗 北海道２店舗　宮城県３店舗　福島県１店舗　茨城県３店舗 栃木県３店舗　群馬県１店舗　埼玉県13店舗　千葉県２店舗 東京都３店舗　神奈川県４店舗　岐阜県２店舗　三重県１店舗 大阪府２店舗　佐賀県１店舗
	アート＆クラフト専門店　13店舗 北海道１店舗　宮城県１店舗　群馬県１店舗　埼玉県３店舗 東京都１店舗　神奈川県１店舗　新潟県１店舗　石川県１店舗 京都府１店舗　大阪府１店舗　兵庫県１店舗
	食品専門店　２店舗 新潟県２店舗
	その他専門店　２店舗 埼玉県１店舗　福岡県１店舗
	流通センター　８ヵ所 北海道１ヵ所　福島県１ヵ所　茨城県１ヵ所　埼玉県１ヵ所 新潟県２ヵ所　兵庫県１ヵ所　福岡県１ヵ所
	スポーツクラブ及びフィットネスジム　９店舗 新潟県９店舗
アークランドサービスホールディングス株式会社（子会社）	本社　東京都千代田区
	外食事業店舗　259店舗 北海道15店舗　宮城県１店舗　埼玉県51店舗　千葉県22店舗 東京都71店舗　神奈川県40店舗　新潟県15店舗　岐阜県８店舗 愛知県24店舗　三重県２店舗　京都府１店舗　大阪府６店舗 海　外３店舗

（注）アークランドサービスホールディングス株式会社の外食事業店舗数は同社の決算日である2022年12月31日現在のものであります。なお、同店舗数には同社の連結子会社の店舗を含めております。

(10)従業員の状況（2023年２月28日現在）

①　企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
小売事業	2,933名	34名
卸売事業	64名	10名
外食事業	519名	△4名
不動産事業	45名	1名
その他	21名	△3名
全社（共通）	117名	5名
合計	3,699名	43名

（注）１．従業員数にはパートタイマーは含まれておりません。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区別できない管理部門に所属しているものであります。
３．当連結会計年度より従業員数の集計方法を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の集計方法に組み替えて比較しております。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,096名	2,064名	40.6歳	12.0年

（注）１．従業員数にはパートタイマーは含まれておりません。
２．従業員数が前事業年度末に比較して増加した主な理由は、2022年９月１日付で当社の完全子会社である株式会社ビバホームを吸収合併したことによるものであります。

(11)主要な借入先の状況（2023年２月28日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	46,637
株式会社みずほ銀行	26,137
日本生命保険相互会社	9,000
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	8,000
株式会社埼玉りそな銀行	8,000

(12)その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年９月１日付で、商号をアークランドサカモト株式会社からアークランズ株式会社に変更いたしました。

２．会社の株式に関する事項（2023年２月28日現在）

(1) 発行可能株式総数　100,000,000株

(2) 発行済株式の総数　41,381,686株

(3) 株主数　5,531名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,170,300	10.28
有限会社武蔵	3,863,300	9.52
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ フィデリティ ファンズ	2,224,634	5.48
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,174,400	5.36
アークランズ取引先持株会	2,115,748	5.21
株式会社シティインデックスイレブンス	1,887,900	4.65
坂本勝司	1,508,354	3.71
アークランズ従業員持株会	1,271,557	3.13
坂本晴彦	1,240,124	3.05
坂本洋司	1,109,954	2.73

（注）持株比率は、自己株式（824,119株）を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年２月28日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	坂本勝司	ＣＥＯ
代表取締役副会長	坂本雅俊	ＳＭＤカンパニープレジデント
代表取締役社長	坂本晴彦	ＣＯＯ
専務取締役	染谷寿祐	営業室長
専務取締役	志田光明	管理室長
常務取締役	星野宏之	店舗開発本部長
取締役	須藤敏之	営業本部長 兼 商品統括部長
取締役	大室康一	学校法人芝浦工業大学専務理事 片倉工業株式会社社外取締役
取締役 （監査等委員）	大西秀亜	合同会社インテグリティ共同代表 株式会社アバージェンス代表取締役 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社社外取締役 株式会社キューブ社外取締役
取締役 （監査等委員）	佐々木泰行	学校法人早稲田大学商学学術院ビジネス・ファイナンス研究センター主任研究員研究院准教授
取締役 （監査等委員）	渥美雅之	弁護士 神戸大学法学研究科非常勤講師

（注）１．当社は、2022年５月26日開催の第53回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役駒形武彦、大西秀亜、田中敏明の各氏は任期満了により退任し、このうち大西秀亜氏が監査等委員である取締役に就任しております。また、同日付で取締役岩渕浩氏が任期満了により退任いたしました。

２．2022年５月26日開催の第53回定時株主総会において、佐々木泰行氏及び渥美雅之氏が新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

３．取締役大室康一氏並びに取締役（監査等委員）大西秀亜、佐々木泰行、渥美雅之の各氏は社外取締役であります。

４．取締役（監査等委員）大西秀亜氏は、企業経営者としての豊富な経験、またＣＦＯとしての経験に基づき財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の監査等委員会室長を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

６．取締役大室康一氏並びに取締役（監査等委員）大西秀亜、佐々木泰行、渥美雅之の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の役員等（取締役及び執行役員）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険契約）を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、塡補することとしております。ただし、故意の不正行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①　当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）（うち社外取締役）	175 (4)	175 (4)	－ (－)	－ (－)	9 (2)
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	9 (9)	9 (9)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
監査役（うち社外監査役）	2 (1)	2 (1)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合　　計（うち社外役員）	187 (14)	187 (14)	－ (－)	－ (－)	15 (7)

（注）１．当社は、2022年５月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
２．上記には、2022年５月26日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）及び監査役３名（うち社外監査役２名）を含めております。このうち、１名につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
３．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2001年５月11日開催の第32回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名です。監査役の報酬限度額は、1987年12月19日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は２名です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2022年５月26日開催の第53回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち、社外取締役は１名）です。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年５月26日開催の第53回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち、社外取締役は３名）です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月１日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

ａ．基本方針

各取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

ｂ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、役位、担当職務の職責、業務執行状況に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ｃ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議により代表取締役会長が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬額の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長（ＣＥＯ）によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に諮問し答申を得るものとする。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年５月26日開催の取締役会において、代表取締役会長坂本勝司に、取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨の決議をいたしました。委任した理由は、会社全体及び取締役の職務を把握しており、各取締役の担当職務の評価及び個人別の報酬等の内容を決定するのに最も適していると取締役会が判断したためです。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 大 室 康 一	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回に出席いたしました。 長年にわたる実業界での経験と経営全般にわたる豊富な実績に基づく高い見識から、当社の経営全般について、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で監督、助言を行うなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。
社外取締役（監査等委員） 大 西 秀 亜	当事業年度に開催された取締役会21回のうち、監査役として７回、監査等委員として14回の全てに出席いたしました。 また、当事業年度において開催された監査役会７回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 主に金融・財務の分野並びに会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で監督、助言を行うなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。
社外取締役（監査等委員） 佐々木 泰 行	2022年５月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 小売業を主とするアナリストとしての経験と財務、M＆Aに対する幅広い知見から経営全般の助言をいただくとともに、独立かつ客観的視点から当社の事業戦略の決定と業務執行に対して監督、助言を行うなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。
	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 渥 美 雅 之	2022年５月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 独占禁止法、ガバメント・リレーションズを得意分野とした弁護士としての豊富な業務経験と専門的知識から、独立した立場から助言を行うなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。

(6) 取締役会の実効性評価

当社の取締役会は、取締役会の実効性を評価するために、事業年度ごとに、取締役全員にアンケートを実施し、取締役会の役割・機能、構成・規模、運営、監査機関との連携、経営陣とのコミュニケーション、株主・投資家との関係性、課題等について分析・評価を行っております。

同アンケートにおいて、適切と評価された項目や改善が見られた項目については、維持・向上に努めるとともに、課題については検討・改善等を図り、さらなる取締役会の実効性及び機能の向上に取り組んでおります。

４．会計監査人の状況

(1) **名称**　　ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) **報酬等の額**

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的に安定した配当を行うことを重視するとともに、利益水準や配当性向を考慮し、企業価値向上のための内部留保とのバランスを図りながら、利益配分を実施してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としておりましたが、不測の事態により株主総会を開催することが困難であると合理的に判断される場合でも配当を実施するため、取締役会決議による剰余金の配当等ができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、従前通り、株主総会を決定機関としております。

内部留保資金につきましては、新規出店投資資金や既存店舗の活性化のために効率的に充当し、収益の向上を図ってまいります。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決定しております。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育・研修等を行う。内部監査室は、総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてアークランズヘルプラインを設置し、社内通報窓口を総務人事部、外部通報窓口を弁護士事務所にそれぞれ設置し運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

また、取締役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理本部長を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理本部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室がグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部長及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社長以下役付取締役等をメンバーとする経営政策会議を毎月１回以上開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

また、取締役会において月次・四半期業績実績のレビューを行い、改善策を検討・立案する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範・規則をグループ規程類として整備する。また、当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従いグループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、グループ各社の取締役に対し取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備が含まれる。

内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密な連携等的確な体制を構築する。

グループ各社の自主独立性を尊重するとともに、関係会社規程に従い、各社から業務に関する定

期的な報告・連絡などを受ける。
当社グループの業務運営及びリスクマネジメントに関する制度・規程を整備し、この制度・規程を適切に運用することにより、グループの業務の健全性及び効率性の向上を図る。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の要求があった場合には、監査等委員会の補助業務に十分な専門性を有する者（以下、「補助使用人」という。）を置く。補助使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その旨を取締役及び従業員に周知する。補助使用人の人事については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、アークランズヘルプラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
当社は、当社の取締役又は使用人等が子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者から報告を受けたときは、すみやかに当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。
監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営政策会議議事録、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
当社は、報告を行った者に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
監査等委員会の職務遂行に必要な費用は、当社が負担する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した会計監査人に意見の交換を求めるなど必要な連携を図っていくこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社グループでは、上記方針に基づいて、内部統制システムの適切な構築と運用に努めております。具体的な運用状況は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行
取締役会を原則月１回開催（当事業年度は21回開催）し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営に当たっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

② 監査等委員会監査に関する取組み
社外取締役である監査等委員３名は、監査等委員会で決定した監査計画、職務分担等に基づき、取締役の職務の執行状況を監査しております。取締役会に出席し、当社グループの経営状況及び職務執行状況を監視するとともに、取締役会の議案内容について予め監査等委員会で審議し、その結果は取締役会の場で適宜意見されております。また、監査等委員会室長が社内の重要な会議には出席し、職務の執行状況について定期的に報告を受けております。

③ コンプライアンス体制
当社では、「行動規範」により総務人事部において社内のコンプライアンス遵守体制整備状況をチェックしております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する通報又は相談の窓口と

してアークランズヘルプラインを設置しており、早期に問題点の把握及び対応を図るように努めております。また、運用に当たっては、情報提供者の保護に十分配慮した「内部通報制度運用規程」を定め、厳正に実施しております。

④　リスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」により管理本部長を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命しており、管理本部において潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。一方、内部監査室が、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部長に報告し、重要案件については取締役会において、改善策を審議・決定しております。

⑤　子会社経営管理

当社グループでは、各子会社の経営状況及び業務執行状況等について、当社が定める「関係会社規程」に基づき、重要度に応じて、報告を受け当社の承認を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

⑥　内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直結の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、本社、店舗及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を社長に報告しております。また、監査等委員及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

⑦　反社会的勢力排除に関する取組み状況

当社では「行動規範」第25条（反社会的勢力排除の基本方針）において、経営トップが反社会的勢力との関係遮断を宣言し、一切の関係を持たないこと及び資金提供を行わないこと等を掲げております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、すみやかに担当部署に報告し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り関係を遮断する体制を構築しております。

連結貸借対照表

（2023年２月28日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**92,711**	**流動負債**	**108,703**
現金及び預金	23,827	買掛金	18,370
受取手形及び売掛金	9,562	電子記録債務	16,453
商品及び製品	53,918	短期借入金	40,100
原材料及び貯蔵品	22	1年内返済予定の長期借入金	10,000
その他	5,409	1年内償還予定の社債	2,009
貸倒引当金	△28	リース債務	1,903
固定資産	**269,214**	未払金	3,534
有形固定資産	**197,999**	未払法人税等	3,673
建物及び構築物	95,453	未払費用	5,892
土地	72,387	賞与引当金	1,686
リース資産	21,730	契約負債	605
建設仮勘定	3,698	前受金	2,138
その他	4,730	資産除去債務	21
無形固定資産	**34,178**	その他	2,314
のれん	18,843	**固定負債**	**136,651**
商標権	8,370	社債	100
借地権	3,766	長期借入金	79,500
ソフトウエア	3,113	リース債務	28,169
その他	84	長期預り保証金	14,172
投資その他の資産	**37,036**	退職給付に係る負債	510
投資有価証券	10,084	役員退職慰労引当金	180
敷金及び保証金	23,538	資産除去債務	5,127
長期前払費用	922	繰延税金負債	8,444
長期貸付金	1,819	その他	447
繰延税金資産	632	**負債合計**	**245,355**
その他	57	**純資産の部**	
貸倒引当金	△18	**株主資本**	**103,119**
資産合計	**361,925**	**資本金**	**6,462**
		資本剰余金	**6,274**
		利益剰余金	**91,022**
		自己株式	**△641**
		その他の包括利益累計額	**1,981**
		その他有価証券評価差額金	**2,042**
		為替換算調整勘定	**△88**
		繰延ヘッジ損益	**26**
		非支配株主持分	**11,470**
		純資産合計	**116,570**
		負債純資産合計	**361,925**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年３月１日から
2023年２月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**313,487**
売上原価		**195,774**
売上総利益		**117,713**
営業収入		
賃貸収入	13,677	
その他	36	13,713
営業総利益		**131,427**
販売費及び一般管理費		112,515
営業利益		**18,911**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	303	
仕入割引	377	
助成金収入	501	
持分法による投資利益	205	
その他	602	1,990
営業外費用		
支払利息	1,181	
為替差損	54	
リース解約損	335	
その他	153	1,725
経常利益		**19,176**
特別利益		
固定資産売却益	641	
その他	168	810
特別損失		
固定資産除却損	206	
災害による損失	242	
減損損失	1,741	
店舗閉鎖損失	498	
解体撤去費用	133	
その他	222	3,044
税金等調整前当期純利益		**16,942**
法人税、住民税及び事業税	6,375	
法人税等調整額	△502	5,873
当期純利益		**11,069**
非支配株主に帰属する当期純利益		1,406
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,663**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年３月１日から
2023年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,462	6,274	83,139	△641	95,235
会計方針の変更による累積的影響額			△152		△152
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,462	6,274	82,986	△641	95,082
当期変動額					
剰余金の配当			△1,622		△1,622
親会社株主に帰属する当期純利益			9,663		9,663
その他			△4		△4
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	8,036	△0	8,036
当期末残高	6,462	6,274	91,022	△641	103,119

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,552	△61	83	1,574	10,593	107,403
会計方針の変更による累積的影響額					△124	△277
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,552	△61	83	1,574	10,468	107,125
当期変動額						
剰余金の配当						△1,622
親会社株主に帰属する当期純利益						9,663
その他						△4
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	490	△27	△56	406	1,001	1,408
当期変動額合計	490	△27	△56	406	1,001	9,445
当期末残高	2,042	△88	26	1,981	11,470	116,570

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数　13社

連結子会社の名称　アークランドサービスホールディングス株式会社
アークホーム株式会社
愛客樂華股份有限公司
株式会社かつや
エバーアクション株式会社
株式会社ミールワークス
フィルドテーブル株式会社
株式会社トビラダイニング
株式会社バックパッカーズ
アークランドマルハミート株式会社
コスミックＳＹ株式会社
ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO.,LIMITED
ARCLAND SERVICE KOREA CO.,LTD.

上記のうち、株式会社トビラダイニングについては、エバーアクション株式会社の新設分割により、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社ビバホームは当社に、アークダイニング株式会社はエバーアクション株式会社に吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

また、株式会社アークスタイルは、アークホーム株式会社に商号変更しております。

② 非連結子会社の状況　該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用会社の数　４社

持分法適用会社の名称　株式会社ジョイフルエーケー
サト・アークランドフードサービス株式会社
Hikari Arcland Food Service Limited
台湾吉豚屋餐飲股份有限公司

② 持分法を適用していない関連会社の状況

持分法を適用していない関連会社（アサヒダイニング株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
アークランドサービスホールディングス株式会社	12月31日
愛客樂華股份有限公司	12月31日
株式会社かつや	12月31日
エバーアクション株式会社	12月31日
株式会社ミールワークス	12月31日
フィルドテーブル株式会社	12月31日
株式会社バックパッカーズ	12月31日
株式会社トビラダイニング	12月31日
アークランドマルハミート株式会社	12月31日
コスミックＳＹ株式会社	12月31日
ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO.,LIMITED	12月31日
ARCLAND SERVICE KOREA CO.,LTD.	12月31日

連結計算書類作成に当たっては、上記決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券　市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
市場価格のない株式等
総平均法による原価法

ロ．デリバティブ　時価法

ハ．棚卸資産

小売事業の商品　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の商品　移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社の本社社屋、流通センター及びパワーセンターのテナント棟に係る有形固定資産については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　２～45年
その他の固定資産　２～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
商標権　10～20年
ソフトウエア（自社利用分）　５年（社内における利用可能期間）

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ニ．長期前払費用　定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、将来支給予定額を計上しておりますが、従来の役員退職慰労金支給規程を2004年２月20日において凍結いたしました。これにより、2004年２月期の期末要支給額及び役員退職慰労金支給規程に基づく功労加算金を凍結額として役員退職慰労引当金に計上し、役員の退任時に支給することとしております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額及び年金資産の当連結会計年度末残高に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の損益として処理しております。

ハ．簡便法の採用　一部の退職給付制度は、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社との顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．小売事業

当社及び一部の連結子会社の顧客との契約から生ずる収益は、住生活関連用品、家庭用品、食品等の販売によるものであり、これら商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

（ⅰ）代理人取引　消化仕入に係る収益について、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断したものについては、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

（ⅱ）自社ポイント制度

当社は、会員カードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、収益を繰延べております。

ロ．卸売事業　当社の顧客との契約から生ずる収益は、ＤＩＹ関連用品、園芸用品等の販売によるものであり、これらの商品を販売しております。当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、代替的な取扱いを適用し出荷時に収益を認識しております。

ハ．外食事業　一部の連結子会社での飲食サービスの提供による収益は、主に飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

各種商品の販売による収益は、ＦＣ加盟店に対する食材等の販売や、量販店等への冷凍食品や食肉加工品の製造卸売等であり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

（ⅰ）加盟金収入　一部の連結子会社は、ＦＣ加盟店に対するＦＣ加盟権の付与・店舗運営指導等に関する収益（ＦＣ加盟金及びロイヤリティ収入）は取引の実態に従って収益を認識しており、ＦＣ加盟金はＦＣ契約締結時に当該対価を契約負債として計上した後、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識し、ロイヤリティ収入は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

（ⅱ）有償支給取引　一部の連結子会社は、冷凍食品や食肉加工品の一部の製造卸売について、得意先から仕入れた原材料（以下「有償支給品」という。）に対し、加工を行ったうえで仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引（以下「有償支給取引」という。）を行っております。有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該有償支給取引は代理人としての取引に該当すると判断し、加工サービスの提供として加工代相当額のみを収益として認識しております。

また、当社グループの主要な取引先に関する支払条件は、通常短期のうち支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

⑥　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦　ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・為替予約取引

ヘッジ対象・外貨建商品の購入予定取引に係る決済取引

ハ．ヘッジ方針　為替変動に起因するリスクを管理することを目的としております。なお、デリバティブ取引はリスクヘッジ目的での使用に限定し、投機目的のものはありません。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の為替変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としております。

⑧　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間若しくは15年間の定額法により償却を行っております。

２．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引

小売事業において当社及び一部の連結子会社は、消化仕入に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。この結果、当連結会計年度の売上高、売上原価がそれぞれ5,863百万円減少しております。なお、売上総利益、営業総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(2) 自社ポイント制度

小売事業において当社は、会員カードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。従来は、将来ポイントと交換される財又はサービスをポイント引当金として見積り、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、収益を繰り延べる方法に変更しております。この結果、当連結会計年度の売上高、売上総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ579百万円減少しております。なお、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(3) 加盟金収入

外食事業において一部の連結子会社は、フランチャイズ本部として加盟店から収受する加盟金等について、従来は一時点で収益認識しておりましたが、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足としては、契約期間にわたっての認識方法によっております。この結果、当連結会計年度の売上高、売上総利益、営業総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益がそれぞれ61百万円増加し、当連結会計年度末日の固定資産の投資その他の資産の繰延税金資産が106百万円増加し、流動負債の契約負債が396百万円増加しております。また、利益剰余金152百万円、非支配株主持分124百万円が当期首残高より減少しております。

(4) 有償支給取引

外食事業において一部の連結子会社は、得意先から仕入れた原材料（以下「有償支給品」という。）を加工し、仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引（以下「有償支給取引」という。）を行っております。従来は、有償支給取引を加工後の製品の販売として売上高及び売上原価を総額で計上しておりましたが、有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該有償支給取引は代理人としての取引に該当すると判断し、加工サービスの提供として加工代相当額のみを収益として計上する方法へ変更しております。また、有償支給品並びに製品に含む有償支給品の棚卸高を「商品及び製品」として表示せず、流動資産の「その他」として表示しております。この結果、当連結会計年度の売上高、売上原価がそれぞれ1,157百万円減少し、当連結会計年度の流動資産の商品及び製品が83百万円減少し、流動資産のその他が83百万円増加しております。なお、売上総利益、営業総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(5) 物流業務の委託

卸売事業において当社は、仕入先より委託された物流業務に係る手数料を収益としておりましたが、当該手数料収入を販売費及び一般管理費より控除する方法へ変更しております。この結果、当連結会計年度の売上高、売上総利益、営業総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ687百万円減少しております。なお、売上原価、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響額は軽微であります。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととい

たしました。

（棚卸資産の評価方法の変更）

当連結会計年度より、当社は棚卸資産のうち、小売事業の商品に係る評価方法を売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）から総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）へ変更しております。

この変更は、当社が2022年９月１日に連結子会社である株式会社ビバホームを吸収合併したことを契機として、小売事業の商品に関する利益管理方法の統一を図り、より精緻な期間損益計算を実現することを目的として、棚卸資産の評価に用いるシステム改修を行ったことに伴うものであります。

また、この変更は、当社が2022年９月に棚卸資産の評価に用いるシステム改修を行ったことに伴うものであり、過年度に関する必要なデータが蓄積されておらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能であるため、第３四半期連結会計期間から適用しております。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

３．会計上の見積りに関する注記

（有形固定資産の減損）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	197,999百万円
減損損失	1,417

※アークランズ株式会社に係る有形固定資産は191,318百万円、減損損失は1,182百万円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

当社グループは、原則として小売事業及び外食事業については各店舗を、不動産事業については各拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングし、各資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された資産グループについては、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を使用価値又は正味売却価額によって算定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

当社グループは、将来キャッシュ・フローの見積りに使用する翌期以降の各資産グループの営業活動から生ずる損益について、将来の売上高、売上総利益率及び人件費等の主要な仮定を考慮して予測を行っております。なお、外食事業の店舗については、過去の実績を基礎として既存店舗の過去の業績回復の傾向や不採算店舗に対する投資戦略を考慮して予測を行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産について減損損失を認識する可能性があります。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①担保に供している資産

建物　251百万円

②担保に係る債務

長期預り保証金　235百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　119,563百万円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	41,381千株	－千株	－千株	41,381千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	824千株	0千株	－千株	824千株

（注）　自己株式（普通株式）の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．2022年５月26日開催の第53回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　811百万円
・１株当たり配当金額　20円
・基準日　2022年２月28日
・効力発生日　2022年５月27日

ロ．2022年10月３日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　811百万円
・１株当たり配当金額　20円
・基準日　2022年８月31日
・効力発生日　2022年10月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年５月25日開催の第54回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　811百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　20円
・基準日　2023年２月28日
・効力発生日　2023年５月26日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金を短期的な預金等で運用し、新規出店等の設備投資に必要な資金は、自己資金及び金融機関より調達しております。また、一時的な余剰資金は主に短期の預金としております。

また、デリバティブ取引はリスクヘッジ目的での利用に限定し、投機目的のものはありません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクを有しております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従って管理を行いリスクを軽減しております。

投資有価証券については株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを実施しております。

長期貸付金、敷金及び保証金は、主に地主への貸付金、保証金などであります。当該リスクに関しては、相手先の信用力及び債権の担保設定等による保全状況を考慮し、必要な相手先については財務状況等について定期的にモニタリングを実施しております。

営業債務である買掛金、電子記録債務、未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

買掛金、電子記録債務、未払法人税等、借入金、社債は、資金調達に係る流動性リスクを有しております。当該リスクに関しては、適時資金繰り表を作成し適切な資金管理を行い、加えて、安定した借入枠の確保等で対応しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

預り保証金は、テナント賃貸借契約に係る敷金及び保証金であります。

デリバティブ取引は、為替予約取引であり、格付の高い金融機関とのみ取引を行っており、内部管理規定に従い、リスクヘッジ目的に限定し、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
投資有価証券	8,452	8,452	－
長期貸付金	1,819	1,933	114
敷金及び保証金	23,538	20,472	△3,065
資産計	33,809	30,858	△2,951
長期借入金　※１	89,500	89,313	△186
リース債務　※１	30,072	32,322	2,250
社債　※１	2,109	2,107	△1
長期預り保証金	14,172	12,497	△1,674
負債計	135,854	136,241	387
デリバティブ取引　※４	2	2	－

※１：長期借入金、リース債務、社債には１年内の期限到来分を含めて記載しております。

※２：現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、電子記録債権、短期借入金、未払法人税等は短期間で決裁されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※３：市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,632

※４：デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	8,452	－	－	8,452
デリバティブ取引	－	2	－	2
資産計	8,452	2	－	8,455

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金	－	1,933	－	1,933
敷金及び保証金	－	20,472	－	20,472
資産計	－	22,406	－	22,406
長期借入金	－	89,313	－	89,313
リース債務	－	32,322	－	32,322
社債	－	2,107	－	2,107
長期預り保証金	－	12,497	－	12,497
負債計	－	136,241	－	136,241

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております

デリバティブ取引

時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

敷金及び保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金、リース債務

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入又は新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

社債

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期預り保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

７．企業結合に関する注記

（連結子会社の吸収合併）

当社は、2022年３月11日開催の取締役会において、2022年９月１日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の 100%連結子会社である株式会社ビバホームを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結し、2022年９月１日付で株式会社ビバホームを吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称　　アークランズ株式会社

事業の内容　　ホームセンター事業等

被結合企業の名称　株式会社ビバホーム

事業の内容　　ホームセンター事業等

②企業結合日

2022年９月１日

③企業結合の法的形式

アークランズ株式会社を存続会社とし、株式会社ビバホームを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

アークランズ株式会社

⑤その他取引の概要

当社と株式会社ビバホームのシナジー最大化にスピード感をもって取り組めると同時に、経営効率の改善を目的としております。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたします。

８．賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、新潟県及び埼玉県その他の地域において、賃貸用施設を有しております。

2023年２月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,253百万円であります。賃貸収益は主に営業収入に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上しております。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
39,947	853	40,800	35,825

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度の主な増加額は新規不動産によるものであり、主な減少額は減価償却費によるものであります。

３．当連結会計年度末の時価は、主に一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等であります。

９．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当期連結累計期間（自2022年３月１日　至2023年２月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	小売事業	卸売事業	外食事業	不動産事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	260,019	5,774	46,635	48	312,477	852	313,330
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	－	－	193	－	193	－	193
顧客との契約から生じる収益	260,019	5,774	46,829	48	312,671	852	313,524
その他の収益	373	24	351	12,922	13,671	5	13,677
外部顧客への営業収益	260,392	5,798	47,180	12,971	326,343	857	327,201

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フィットネス事業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4)会計方針に関する事項　⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度(期首)	当連結会計年度（期末）
契約負債	709	605

当社グループでは、自社ポイント及びＦＣ加盟金収入となります。自社ポイントは、当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であり、収益の認識に伴い充足されます。ＦＣ加盟金収入は、ＦＣ契約締結時にＦＣ加盟者から受領するＦＣ加盟金について当該対価を契約負債として計上しており、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約資産はありません。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債の残高に含まれている金額に重要性はありません。過去の期間に充足、または部分的に充足した履行義務から、取引価格の変動等により当連結会計年度に認識した収益はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は自社ポイント及びFC加盟金収入に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当連結会計年度(百万円)
１年以内	361
１年超５年以内	243

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,591円39銭

(2) １株当たり当期純利益　238円26銭

11. 重要な後発事象に関する注記

（株式交換契約の締結）

当社は、2023年４月14日付の当社取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社とし、アークランドサービスホールディングス株式会社（以下「アークランドSHD」といい、当社とアークランドSHDを総称して、以下「両社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換は、2023年５月25日開催予定の当社の定時株主総会及び2023年６月22日開催予定のアークランドSHDの臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2023年９月１日を効力発生日として行われる予定です。

(1) 本株式交換の目的

両社が更なる企業価値向上を図るために、両社が単独かつ独立した上場会社として個別に成長を追求するのではなく、当社のコア事業であるホームセンター事業及びアークランドSHDのコア事業である外食事業を当社グループ全体の企業価値向上の両輪として位置付け、両社が一体となって戦略的なグループ経営を通じて、両社の有する経営資源を活用し、上記のような課題解決に向けて協働することが、アークランドSHDの企業価値向上にとどまらず、当社グループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

(2) 本株式交換の要旨

①本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2023年４月14日（金）
本株式交換契約締結日（両社）	2023年４月14日（金）
本株式交換契約承認　定時株主総会（当社）	2023年５月25日（木）（予定）
本株式交換契約承認　臨時株主総会（アークランドSHD）	2023年６月22日（木）（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	2023年９月１日（金）（予定）

②本株式交換に係る割当の内容

	当社 （株式交換完全親会社）	アークランドSHD （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	1.87
本株式交換により交付する株式数	当社株式：26,768,217株（予定）	

（注１）株式の割当比率

アークランドSHD株式１株に対して、当社株式1.87株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が保有するアークランドSHD株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がアークランドSHDの発行済株式（ただし、当社が保有するアークランドSHD株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるアークランドSHDの株主の皆様（ただし、以下の基準時の直前において保有している自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有するアークランドSHD株式に代えて、その保有するアークランドSHD株式の数の合計に1.87を乗じて得た株数の当社株式を交付いたします。

また、当社が交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

③本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及びアークランドSHDは、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び法務アドバイザーを選定し、当社は、株式会社J-TAPアドバイザリーを、アークランドSHDは大和証券株式会社をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、当社は、森・濱田松本法律事務所を、アークランドSHDは、TMI総合法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社及びアークランドSHDは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及びアークランドSHDは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

④会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

（借入金の借換え）

当社は、2023年２月14日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、シンジケートローンの組成による現行シンジケートローンの総額借換えを実施することにつき決議し、2023年３月10日付で契約を締結いたしました。

(1) 目的

当契約は、既存の借入金の借換えを行い、機動的かつ安定的な資金調達手段を導入することによる財務の健全性を確保し、より強固な財務基盤を構築することを目的としております。

(2) 契約の概要

	トランシェＡ	トランシェＢ
契約締結日	2023年３月10日	
組成金額	48,250百万円	10,000百万円
実行日	2023年３月15日	2023年９月29日
最終弁済期日	2031年６月16日	
参加金融機関	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行を含む複数金融機関	
担保	無担保	

(3) 財務制限条項

借換後のシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

①2023年２月期末日及びそれ以降の各事業年度末日並びに2023年８月第２四半期会計期間の末日及びそれ以降の第２四

半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年２月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額以上かつ直近の事業年度末日又は第２四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の80%に相当する金額以上に維持すること。

②2023年２月期末日及びそれ以降の各事業年度末日並びに2023年８月第２四半期会計期間の末日及びそれ以降の第２四半期会計期間の末日における借入人単体及び連結の損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

③2024年２月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日におけるネット・レバレッジ・レシオ（α）（※）が以下の値を超えないこと。

2024年２月期：α≦6.5　2025年２月期：α≦6.2　2026年２月期：α≦5.9
2027年２月期：α≦5.6　2028年２月期：α≦5.3　2029年２月期：α≦5.0
2030年２月期：α≦4.7　2031年２月期：α≦4.4

（※）ネット・レバレッジ・レシオ＝（合算有利子負債－合算現預金）/合算ＥＢＩＴＤＡ

貸借対照表

(2023年２月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**66,658**	**流動負債**	**99,443**
現金及び預金	4,077	買掛金	15,334
受取手形	521	電子記録債務	16,453
売掛金	5,494	短期借入金	40,100
商品及び製品	52,562	1年内返済予定の長期借入金	10,000
原材料及び貯蔵品	9	リース債務	1,888
その他	3,996	未払金	2,170
貸倒引当金	△3	未払費用	4,635
固定資産	**257,970**	未払法人税等	2,854
有形固定資産	**191,318**	預り金	1,366
建物	85,545	賞与引当金	1,655
構築物	4,151	資産除去債務	21
機械及び装置	2,975	その他	2,964
車両運搬具	9	**固定負債**	**134,672**
工具、器具及び備品	1,191	長期借入金	79,500
土地	71,982	リース債務	28,161
リース資産	21,712	長期預り保証金	13,321
建設仮勘定	3,684	退職給付引当金	510
その他	64	役員退職慰労引当金	180
無形固定資産	**33,933**	資産除去債務	4,514
のれん	18,658	繰延税金負債	8,081
借地権	3,766	その他	402
商標権	8,365	**負債合計**	**234,116**
その他	3,143	**純資産の部**	
投資その他の資産	**32,717**	**株主資本**	**88,443**
投資有価証券	8,456	**資本金**	**6,462**
関係会社株式	306	**資本剰余金**	**6,603**
長期貸付金	1,819	資本準備金	6,601
関係会社長期貸付金	42	その他資本剰余金	1
長期前払費用	890	**利益剰余金**	**76,018**
敷金及び保証金	21,238	利益準備金	201
その他	24	その他利益剰余金	75,817
貸倒引当金	△60	固定資産圧縮積立金	81
		別途積立金	56,000
		繰越利益剰余金	19,736
		自己株式	**△641**
		評価・換算差額等	**2,069**
		その他有価証券評価差額金	**2,042**
		繰延ヘッジ損益	**26**
		純資産合計	**90,513**
資産合計	**324,629**	**負債純資産合計**	**324,629**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（　2022年３月１日から　2023年２月28日まで　）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**167,810**
売上原価		**109,779**
売上総利益		**58,030**
営業収入		
賃貸収入	8,393	
その他	238	8,631
営業総利益		**66,662**
販売費及び一般管理費		57,791
営業利益		**8,870**
営業外収益		
受取利息及び配当金	924	
仕入割引	362	
その他	471	1,758
営業外費用		
支払利息	775	
リース解約損	335	
貸倒引当金繰入額	80	
その他	99	1,289
経常利益		**9,339**
特別利益		
固定資産売却益	7	
抱合せ株式消滅差益	13,825	
その他	24	13,857
特別損失		
固定資産除却損	155	
災害による損失	192	
減損損失	1,217	
店舗閉鎖損失	113	
解体撤去費用	94	
合併関連費用	204	
その他	8	1,985
税引前当期純利益		**21,210**
法人税、住民税及び事業税	2,708	
法人税等調整額	△301	2,407
当期純利益		**18,803**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2022年３月１日から
2023年２月28日まで ）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,462	6,601	1	6,603	201	91	51,000	7,545	58,837
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△10		10	－
別途積立金の積立							5,000	△5,000	－
剰余金の配当								△1,622	△1,622
当期純利益								18,803	18,803
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△10	5,000	12,191	17,181
当期末残高	6,462	6,601	1	6,603	201	81	56,000	19,736	76,018

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△641	71,262	1,552	－	1,552	72,815
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△1,622				△1,622
当期純利益		18,803				18,803
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			490	26	516	516
当期変動額合計	△0	17,181	490	26	516	17,698
当期末残高	△641	88,443	2,042	26	2,069	90,513

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式　　総平均法による原価法

その他有価証券　　市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② デリバティブ　　時価法

③ 棚卸資産

商品

卸売部門　　移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

小売部門　　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

本社社屋、流通センター及びパワーセンターのテナント棟に係る有形固定資産については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　10～34年

その他の固定資産　５～15年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権　　10～20年

ソフトウエア（自社利用分）５年（社内における利用可能期間）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用　　定額法

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産の当事業年度末残高に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(ⅰ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ⅱ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の損益として処理しております。

(ⅲ)簡便法の採用

一部の退職給付制度は、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金　　役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、将来支給予定額を計上しております。なお、役員退職慰労金支給規程を2004年２月20日において凍結いたしました。これにより、2004年２月期の事業年度末要支給額及び役員退職慰労金支給規程に基づく功労加算金を凍結額として役員退職慰労引当金に計上し、役員の退任時に支給することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①小売事業

当社の顧客との契約から生ずる収益は、住生活関連用品、家庭用品、食品等の販売によるものであり、これら商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

(i)代理人取引　　消化仕入に係る収益について、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断したものについては、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ⅱ)自社ポイント制度　　当社は、会員カードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、収益を繰延べております。

②卸売事業　　当社の顧客との契約から生ずる収益は、ＤＩＹ関連用品、園芸用品等の販売によるものであり、これらの商品を販売しております。当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、代替的な取扱いを適用し出荷時に収益を認識しております。

また、当社の主要な取引先に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　為替予約取引

ヘッジ対象　　外貨建商品の購入予定取引に係る決済取引

③ ヘッジ方針　　為替変動に起因するリスクを管理することを目的としております。なお、デリバティブ取引はリスクヘッジ目的での使用に限定し、投機目的のものはありません。

④ ヘッジの有効性評価の方法　　ヘッジ対象の為替変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年間の定額法により償却を行っております。

２．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引

小売事業の消化仕入に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。この結果、当事業年度の売上高、売上原価がそれぞれ3,552百万円減少しております。なお、売上総利益、営業総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

(2) 自社ポイント制度

小売事業において、会員カードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントは顧客

に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、収益を繰延べる方法としております。この結果、当事業年度の売上高、売上総利益、営業総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ285百万円減少しております。なお、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

(3) 物流業務の委託

卸売事業の仕入先より委託された物流業務に係る手数料を収益としておりましたが、当該手数料収入を販売費及び一般管理費より控除する方法へ変更しております。この結果、当事業年度の売上高、売上総利益、営業総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ687百万円減少しております。なお、売上原価、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類等への影響額はありません。

（棚卸資産の評価方法の変更）

当事業年度より棚卸資産のうち、小売事業の商品に係る評価方法を売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）から総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）へ変更しております。

この変更は、当社が2022年９月1日に連結子会社である株式会社ビバホームを吸収合併したことを契機として、小売事業の商品に関する利益管理方法の統一を図り、より精緻な期間損益計算を実現することを目的として、棚卸資産の評価に用いるシステム改修を行ったことに伴うものであります。

また、この変更は、当社が2022年９月に棚卸資産の評価に用いるシステム改修を行ったことに伴うものであり、過年度に関する必要なデータが蓄積されておらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能であるため、第３四半期連結会計期間から適用しております。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

３．会計上の見積りに関する注記

（有形固定資産の減損）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	191,318百万円
減損損失	1,182

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

当社は、原則として小売事業については各店舗を、不動産事業については各拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングし、各資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された資産グループについては、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を使用価値又は正味売却価額によって算定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

当社は、将来キャッシュ・フローの見積りに使用する翌期以降の各資産グループの営業活動から生ずる損益について、将来の売上高、売上総利益率及び人件費等の主要な仮定を考慮して予測を行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物　251百万円

②担保に係る債務

長期預り保証金　235百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　114,076百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権　58百万円

② 長期金銭債権　17百万円

③ 短期金銭債務　7百万円

④ 長期金銭債務　30百万円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,382百万円
② 仕入高	257百万円
③ 営業取引以外の取引高	703百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	824千株	0千株	－千株	824千株

（注）自己株式（普通株式）の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
店舗閉鎖損失	33百万円
役員退職慰労引当金	54百万円
退職給付引当金	155百万円
賞与引当金	504百万円
未払事業税	177百万円
資産除去債務	1,381百万円
減損損失	772百万円
資産調整勘定	97百万円
関係会社株式評価損	348百万円
貸倒引当金	19百万円
企業結合に伴う時価評価差額	394百万円
その他	371百万円
繰延税金資産合計	4,310百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△3,047百万円
その他有価証券評価差額金	△895百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△823百万円
商標権	△2,547百万円
企業結合に伴う時価評価差額	△5,060百万円
その他	△17百万円
繰延税金負債合計	△12,392百万円
繰延税金資産の純額	△8,081百万円

８．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

９．企業結合に関する注記

連結注記表「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	2,231円72銭
(2) １株当たり当期純利益	463円63銭

12．重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、当該項目を参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2023年４月19日

アークランズ株式会社
（旧会社名　アークランドサカモト株式会社）

取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　沢　直　靖

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　袋　信　一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アークランズ株式会社（旧会社名　アークランドサカモト株式会社）の2022年３月１日から2023年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アークランズ株式会社（旧会社名　アークランドサカモト株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年４月14日付の取締役会決議により、会社を株式交換完全親会社とし、アークランドサービスホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決定し、同日、両社の間で株式交換契約を締結した。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年２月14日開催の取締役会において、シンジケートローンの組成による現行シンジケートローンの総額借換えを実施することにつき決議し、2023年３月10日付で契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2023年４月19日

アークランズ株式会社
（旧会社名　アークランドサカモト株式会社）

取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　沢　直　靖

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　袋　信　一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アークランズ株式会社（旧会社名　アークランドサカモト株式会社）の2022年３月１日から2023年２月28日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年４月14日付の取締役会決議により、会社を株式交換完全親会社とし、アークランドサービスホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決定し、同日、両社の間で株式交換契約を締結した。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年２月14日開催の取締役会において、シンジケートローンの組成による現行シンジケートローンの総額借換えを実施することにつき決議し、2023年３月10日付で契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年３月１日から2023年２月28日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年４月20日

アークランズ株式会社　監査等委員会

監査等委員（社外取締役）　大　西　秀　亜　㊞

監査等委員（社外取締役）　佐々木泰行　㊞

監査等委員（社外取締役）　渥　美　雅　之　㊞

以　上